

# 十勝環境複合事務組合くりりんセンター条例

平成8年2月26日  
条例第1号

## (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の再利用及び資源化を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、地域の快適な生活環境の確保はもとより地球環境にやさしいごみ処理を行うため、十勝環境複合事務組合くりりんセンター（以下「くりりんセンター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2及び第11条第2項の規定による廃棄物の衛生処理をするため、くりりんセンターを設置する。

2 くりりんセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	十勝環境複合事務組合くりりんセンター
位 置	帯広市西24条北4丁目1番地5

## (定義)

第3条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物とは、利用市町村で排出した家庭系廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物（以下「あわせ産業廃棄物」という。）をいう。

(2) 利用市町村とは、十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）規約第3条の表中「ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」の項に規定する市町村をいう。

(3) 家庭系廃棄物とは、法第2条第2項の規定による一般廃棄物のうち家庭生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(4) 事業系一般廃棄物とは、法第2条第4項の規定による産業廃棄物以外の事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(5) あわせ産業廃棄物とは、法第11条第2項の規定による産業廃棄物のうち組合長が定める廃棄物をいう。

## (廃棄物を搬入できる者)

第4条 くりりんセンターに廃棄物を搬入できる者は、利用市町村の直営及び委託により廃棄物の収集運搬をする者及び利用市町村長の許可を受けて業とする者並びに利用市町村で生じた廃棄物を自ら搬入する者（以下「搬入者」という。）とする。

2 前項に定める者のほか、利用市町村以外の町村の長から廃棄物の搬入の申出があった場合において、特に組合長が認めた者（以下「その他の搬入者」という。）は、当該廃

棄物を搬入することができるものとする。

3 前項の処理に要する経費は、その他の搬入者に係る町村の負担とする。

(搬入者の協力義務)

第5条 搬入者及びその他の搬入者（以下「搬入者等」という。）は、くりりんセンターのリサイクル機能を十分発揮できるよう廃棄物の適正処理及びリサイクルの促進等に協力しなければならない。

(事前協議事項)

第6条 利用市町村長は、廃棄物の中間処理業を許可しようとするときは、組合長と事前に協議しなければならない。

(処理できるあわせ産業廃棄物の範囲)

第7条 くりりんセンターが処理することができるあわせ産業廃棄物は、組合長が別に定めるものとする。

(処理除外物)

第8条 次の各号に掲げるものは、くりりんセンターが行う処理の対象とはしない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発生する物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 処理施設の機能を損なうおそれのある物
- (7) 前各号に定めるもののほか、組合長が特に指定する物

(停止処分)

第9条 組合長は、搬入者等が法又はこの条例若しくは組合が定める諸規定に違反したときは、廃棄物の搬入を停止することができる。

(損害賠償)

第10条 搬入者等が施設に損害を与えたときは、組合長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(帯広市ほか十三町村複合事務組合一般廃棄物処理施設設置条例の廃止)

2 帯広市ほか十三町村複合事務組合一般廃棄物処理施設設置条例（昭和59年条例第2号）は、廃止する。

附 則（平成9年2月26日）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月4日）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年月2月27日）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月26日）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。